



— 令和5年度とみやわくわくミーティング —

市民活動について

～ みんなの活動をよりよくするには ～

宮城大学事業構想学群 准教授 佐々木秀之



PROFILE



宮城大学 事業構想学群 准教授
国際交流・留学生センター副センター長

佐々木 秀之

学 位：博士（経済学）
専門分野：地域経済学、日本経済史、ソーシャルビジネス
所属学会：日本計画行政学会、日本NPO学会、東北経済学会、
市場史研究会等

略歴

1974年仙台市生まれ。岩手大学農学部卒業後、商社勤務等を経て、東北学院大学大学院経済学研究科へ社会人入学。2011年3月修了、博士（経済学）。東日本大震災の復興過程では、起業家支援・復興まちづくり計画の策定等に従事。2016年より現職。

「協働」の定義

アメリカ・インディアナ大学
ヴィンセント・オストロム
が提示した概念 (1977)

写真：ヴィンセント・オストロムとエリノア・オストロム
(2009年、女性初のノーベル経済学賞を受賞)



コ・プロダクション (co-production)

Co (共同・協力・協働・協調等) とProduction
(ある価値を有する財やサービスをもたらすための活動、ないしその成果・結果) を結合させた造語

「協働」の定義

荒木昭次郎による「協働」の定義①

地域住民と自治体職員とが、心を合わせ、力を合わせ、助け合って、地域住民の福祉の向上に有用であると自治体政府が住民の意思に基づいて判断した公共的性質をもつ財やサービスを生産し、供給していく活動体系

※荒木は日本における「協働」概念の提唱者として知られる。

引用：荒木昭次郎（1990）『参加と協働－新しい市民＝行政関係の創造』ぎょうせい

「協働」の定義

荒木昭次郎による「協働」の定義②

異なる複数の主体が互いに共有可能な目標を設定し、その目標を達成していくために、各主体が対等な立場にたって自主・自律的に相互交流しあい、単一主体で取り組むよりもより効率的に、そして相乗効果的に目標を達成していくことが出来る手段

引用：荒木昭次郎（2012）『協働型自治行政の理念と実際』敬文堂

非営利セクターの登場と協働

◇協働の領域

図2:協働に適した領域(市民と行政の場合)



A:市民の責任で行う領域

B:市民が行政の支援を得て主体的に行う領域

C:市民と行政が対等な関係で役割を分担して行う領域

D:行政が主導し、市民参加や協力を求める領域

E:行政の責任で行う領域

※ 出典:山岡義典著『時代が動くとき—社会変革とNPOの可能性—』(ぎょうせい 1999年)
の図を仙台市により一部改編

「共創」とは？

共創（Co-Creation）

「**企業が、様々なステークホルダーと協働して共に新たな価値を創造する**」
という概念。2004年に、米ミシガン大学ビジネススクール教授であるC.K. プラハラード氏とベンカト・ラマスワミ氏が、共著『The Future of Competition: Co-Creating Unique Value With Customers（邦訳：価値共創の未来へ-顧客と企業のCo-Creation）』で提起したとされる。

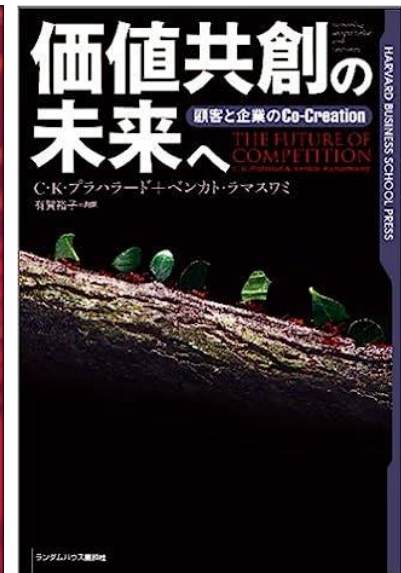
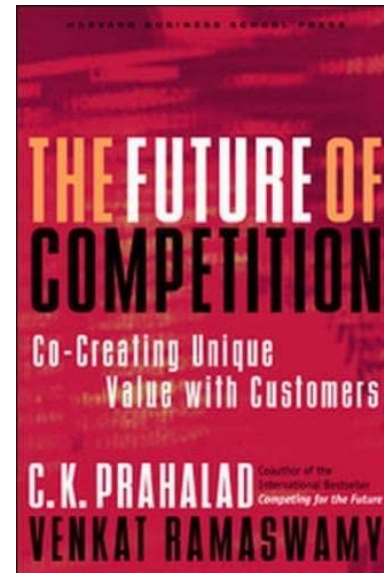
（引用・参考）斎藤昌義（2017）『Hitachi IoT Platform Magazine』「事業開発に「共創」の考え方を取り入れるには」
<https://www.hitachi.co.jp/products/it/it-pf/mag/bba/39/index.html>（2023/07/11最終閲覧）



C.K.プラハラード氏
(C.K. Prahalad)



ベンカト・ラマスワミ氏
(Venkatram Ramaswamy)



（写真）ミシガン大学 ロス・スクール・オブ・ビジネス webサイト、
<https://michiganross.umich.edu/faculty-research/institutes-centers-initiatives/india-initiatives/ck-prahalad-initiative/bio>,
<https://michiganross.umich.edu/faculty-research/faculty/venkatram-ramaswamy>より引用（2023/07/11最終閲覧）

民間と行政の共創

「民間と行政の共創」における定義

「企業や各種法人、NPO、市民活動・地域活動組織、大学などの教育・研究機関などの多様な**民間主体**と行政などの**公的主体**が、**相互の対話を通じて連携し、それぞれが持つアイデンティティやノウハウ、資源、ネットワークなどを集結することで、社会や地域の課題解決に資する新たな価値を共に創出すること**」

(引用) 河村昌美・中川悦宏 (2020) 「公民共創の教科書」 学校法人先端教育機構 事業構想大学院大学出版部, p26.

【 共創の4つの原則 】

「横浜市共創推進の指針」(2009)より

① 対等・対話の原則

行政は、民間の提案を積極的に受け入れるとともに、行政課題を自ら発信していくことで、**相互のコミュニケーションを積み重ね**ます。
・・・(以下略)

② 目標共有の原則

共創の取り組みを進めるためには、**事業の目標を民間と行政が共有**することが必要です。その中でお互いのメリットを見出し、WIN-WINの関係を構築します。・・・(以下略)

③ アイデア保護と透明性確保の原則

行政は、民間の**事業実現性の判断がしやすいように**、十分な情報を提示し、アクセシビリティの向上に努めます。**オープンな過程**の中で事業を進めることを基本としますが、民間アイデアなどについては、**適切な保護**に努めます。・・・(以下略)

④ 役割分担と責任明確化

民間と行政は、**相互の持つスキルやノウハウ、リソースを明らかにし**、**相互の能力が最大限に発揮できるよう**、**お互いの役割とリスク分担を明確**にします。・・・(以下略)

→ 「対話」が特に重要

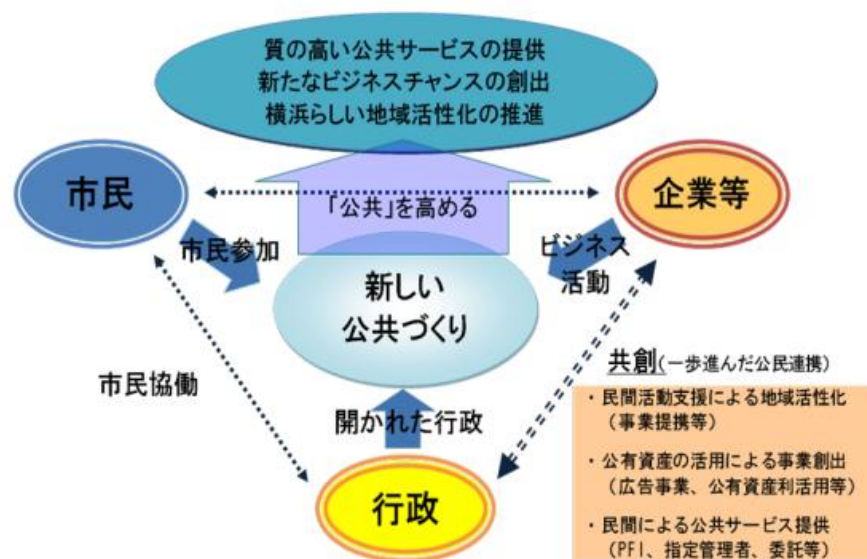
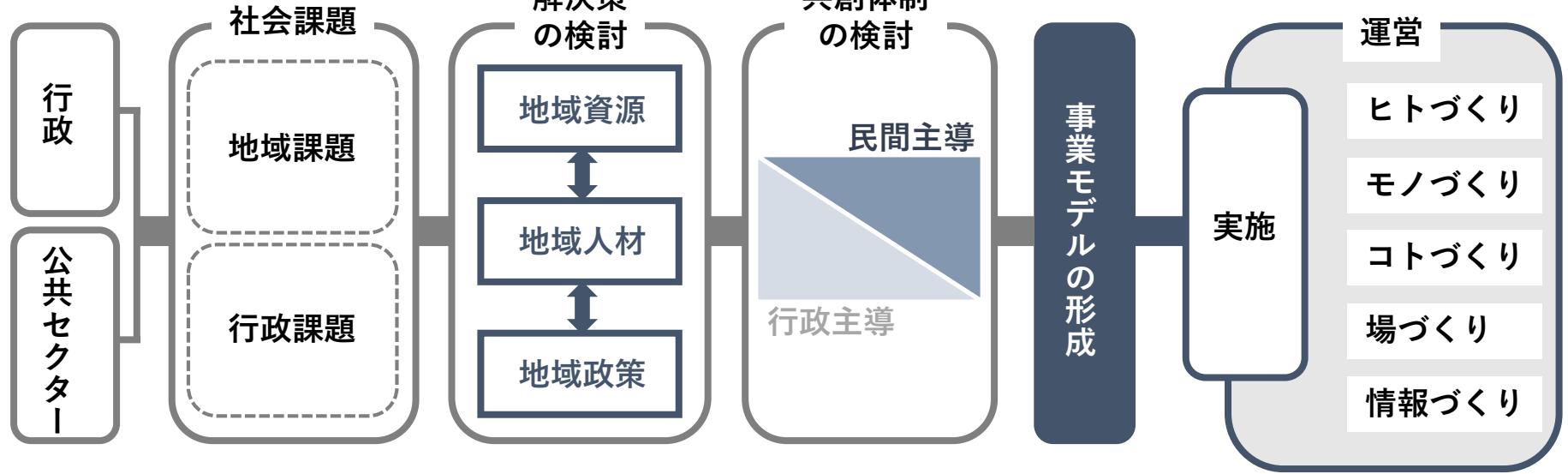


図. 横浜市における推進イメージ

住民参加型のまちづくりにおける価値共創プロセス

推進主体



着眼

編集

価値形成・価値伝達

